

きらめき訪問看護ステーション 重要事項説明書

指定訪問看護

1. 当事業所の概要

事業所名	きらめき訪問看護ステーション
所在地	岡山県岡山市北区檜津310-1
法人名称	医療法人社団 岡山純心会
代表者名	前田 計子
電話番号	086-284-5020
FAX番号	086-284-7645
介護保険指定事業者番号	3360190049
営業日	月～金曜日・祝日：9時～17時(ただし、祝日が土曜日 の場合：9時～12時) 土曜日：9時～12時 ※日曜日、年末年始(12月30日～1月3日)は休業さ せていただきます。

※上記以外の時間及び休日は営業をしておりませんが、緊急時は携帯電話へご連絡下さい。
携帯電話番号：090-9411-6327

2. 訪問看護事業の目的と運営方針

事業の目的

疾病、負傷等により家庭において寝たきり又はこれに準ずる状態にある要介護者に対し、かかりつけ医師の指示に基づいて、看護師等が訪問し、その家庭において療養上の世話又は必要な診療の補助を行い、心身の機能の回復、維持、生活の質の確保など、援助する事を目的としています。

運営の方針

- ①在宅で療養される方、介護される方々を積極的に支援いたします。
- ②身体的、精神的病状の把握に努め、主治医と密接な連携のもとに訪問看護を行います。
- ③日常生活動作を評価し、個々の自立目標を設定し訪問看護サービスを計画的に行います。
- ④利用者の属する市町村の行政担当部署と密接に連携を図ります。
- ⑤広く地域の保健・福祉・医療サービスと密接に連携いたします。
- ⑥進んで新しい医学と看護の知識を学び訪問看護サービスの向上に努めます。

3. 事業所の職員体制

- 管理者（看護師） 1名(常勤兼務)
看護師等（常勤） 4名以上（常勤2名、常勤兼務2名）

※営業時間以外は常勤看護師が輪番待機体制をとっています。

4. サービスの内容

①居宅サービス計画書に基づいて、下記のような訪問看護サービスを提供いたします。

- ・療養環境の整備指導
- ・リハビリテーション
- ・病状の観察
- ・家族への介護指導
- ・身体の清拭、洗髪
- ・医療機器の管理及び指導
- ・褥瘡の手当て、予防
- ・その他看護、介護の手助けや情報提供、相談受付
- ・食事、排泄の介助

②サービスの提供開始に際しては、主治医の文書による指示に従い、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、主治医に提出いたします。

③サービスの提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、訪問看護計画書に基づき、適切な訪問看護サービスを実施いたします。

5. 緊急時の対応方法

①訪問看護サービスを行っている際に、利用者の病状及び心身の状態が急変した場合は速やかに主治医に連絡を行い、その指示により適切な措置を講じます。

②主治医不在時の緊急対応についてあらかじめ主治医と取り決めておき、利用者と家族にも合意を得ます。

③訪問看護サービスを提供することとなっていない緊急時にも、必要に応じ、訪問を行えるよう、24時間連絡体制をとっています。

6. 事故発生時等の対応

①利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。

②賠償すべき事故が発生した場合に備え、損害賠償保険に加入しています。補償については誠意を持って対応いたします。

③事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、事故対策委員会（母体施設内）において、原因究明及び再発防止の対策を講じています。

7. 利用料

①利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当事業所が提供する法定代理受領サービスに関して、利用者から介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額の支払いを受けます。

②介護保険の適用を受けない部分につきましては、利用料全額をお支払いいただきます。

③次条の通常の実施地域以外への訪問を希望される場合は、交通費を実費ご負担いただきます。自動車を使用した場合の交通費は、実施地域を越えて1キロメートル毎に100円となります。

④毎月15日までに前月分の利用料明細書（請求書）を作成します。

⑤お支払い方法は、口座引落としします。引落日（通常27日）までにご入金下さい。

⑥夜間及び緊急時の対応について（緊急時訪問看護加算）

当ステーションは24時間体制で電話相談を受ける体制をとっており、必要に応じて居宅サービス計画にない訪問もいたします。

8. 通常の実施地域

通常の実施地域は、岡山市(中山・京山・香和・高松・石井・岡北・吉備中学校区)とする。

9. サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意下さい。

①訪問看護師等は、年金の管理や金銭貸借などの取扱はできません。

②訪問看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うとされています。それ以外の業務（調理等の家事一般）はお引き受けできませんのでご了承下さい。

10. ①当事業所における苦情窓口（当ステーションの苦情相談担当）

管理者：半澤 美佳	所在地 岡山市北区檜津310-1 電話番号 (086) 284-5020 FAX (086) 284-7645 受付時間 午前9時～午後5時(月～金) 午前9時～正午(土) ※12月30日～1月3日を除く
-----------	---

②行政機関その他苦情受付機関

岡山市 事業者指導課	所在地 岡山市北区大供3丁目1-18 KSB会館4階 電話番号 086-212-1012 FAX 086-221-3010 受付時間 午前8時30分～午後5時15分 ※土・日曜日、祝日を除く
岡山県国民健康保険団体連合会	所在地 岡山市北区桑田町17番5号 電話番号 086-223-8811 FAX 086-223-9109 受付時間 午前8時30分～午後5時 ※土・日曜日、祝日を除く
岡山市 保健福祉局高齢福祉部 介護保険課	所在地 岡山市北区鹿田町1丁目1番1号 電話番号 086-803-1240 FAX 086-803-1869 受付時間 午前8時30分～午後5時15分 ※土・日曜日、祝日を除く

11 当事業所の定める指針等

① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

当施設は、感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備しています。

サービス利用中に嘔吐・下痢・発熱などの症状を呈した場合、すぐにサービス利用を中止し、症状消失後1週間程度お休みいただくことがあります。

② 身体拘束

事業者は通所介護事業の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 身体的拘束等の適正化のための指針の整備
- 二 従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

1 2 虐待防止のための措置

①事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

②事業者は、サービス提供中及び利用者の居宅において、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

1 3 成年後見制度の活用支援

事業者は、適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

きらめき訪問看護ステーション 重要事項説明書

指定介護予防訪問看護

1. 当事業所の概要

事業所名	きらめき訪問看護ステーション
所在地	岡山県岡山市北区檜津310-1
法人名称	医療法人社団 岡山純心会
代表者名	前田 計子
電話番号	086-284-5020
FAX番号	086-284-7645
介護保険指定事業者番号	3360190049
営業日	月～金曜日・祝日：9時～17時(ただし、祝日が土曜日 の場合：9時～12時) 土曜日：9時～12時 ※日曜日、年末年始(12月30日～1月3日)は休業させていただきます。

※上記以外の時間及び休日は営業をしておりませんが、緊急時は携帯電話へご連絡下さい。
携帯電話番号：090-9411-6327

2. 介護予防訪問看護事業の目的と運営方針

事業の目的

疾病、負傷等により家庭において通院が困難な状態にある要支援者に対し、かかりつけ医師の指示に基づいて、看護師等が訪問し、その家庭において療養上の世話又は必要な診療の補助を行い、心身の機能の回復、維持、生活の質の確保など、援助する事を目的としています。

運営の方針

- ①在宅で療養される方、介護される方々を積極的に支援いたします。
- ②身体的、精神的病状の把握に努め、主治医と密接な連携のもとに介護予防訪問看護を行います。
- ③日常生活動作を評価し、個々の自立目標を設定し介護予防訪問看護サービスを計画的に行います。
- ④利用者の属する市町村の行政担当部署と密接に連携を図ります。
- ⑤広く地域の保健・福祉・医療サービスと密接に連携いたします。
- ⑥進んで新しい医学と看護の知識を学び介護予防訪問看護サービスの向上に努めます。

3. 事業所の職員体制

管理者（看護師） 1名(常勤兼務)
看護師等（常勤） 4名以上（常勤2名、常勤兼務2名）

※営業時間以外は常勤看護師が輪番待機体制をとっています。

4. サービスの内容

①介護予防サービス計画書に基づいて、下記のような介護予防訪問看護サービスを提供いたします。

- ・療養環境の整備指導
- ・病状の観察
- ・身体の清拭、洗髪
- ・褥瘡の手当て、予防
- ・食事、排泄の介助
- ・リハビリテーション
- ・家族への介護指導
- ・医療機器の管理及び指導
- ・その他看護、介護の手助けや
情報提供、相談受付

②サービスの提供開始に際しては、主治医の文書による指示に従い、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書を作成し、主治医に提出いたします。

③サービスの提供にあたっては、利用者の要支援状態の軽減もしくは悪化の防止になるよう、介護予防訪問看護計画書に基づき、適切な介護予防訪問看護サービスを実施いたします。

5. 緊急時の対応方法

①介護予防訪問看護サービスを行っている際に、利用者の病状及び心身の状態が急変した場合は速やかに主治医に連絡を行い、その指示により適切な措置を講じます。

②主治医不在時の緊急対応についてあらかじめ主治医と取り決めておき、利用者と家族にも合意を得ます。

③介護予防訪問看護サービスを提供することとなっていない緊急時にも、必要に応じ、訪問を行えるよう、24時間連絡体制をとっています。

6. 事故発生時等の対応

①賠償すべき事故が発生した場合に備え、損害賠償保険に加入しています。補償については誠意を持って対応いたします。

②事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、事故対策委員会（母体施設内）において、原因究明及び再発防止の対策を講じています。

7. 利用料

①利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当事業所が提供する法定代理受領サービスに関して、利用者から介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額の支払いを受けます。

②介護保険の適用を受けない部分につきましては、利用料全額をお支払いいただきます。

③次条の通常の実施地域以外への訪問を希望される場合は、交通費を実費ご負担いただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、実施地域を越えて1キロメートル毎に100円となります。

④毎月15日までに前月分の利用料明細書（請求書）を作成します。

⑤お支払い方法は、口座引落としです。引落日（通常27日）までにご入金下さい。

⑥夜間及び緊急時の対応について（緊急時訪問看護加算）

当ステーションは24時間体制で電話相談を受ける体制をとっており、必要に応じて介護予防サービス計画にない訪問もいたします。

8. 通常の実施地域

通常の実施地域は、岡山市（中山・京山・香和・高松・石井・岡北・吉備中学校区）とする。

9. サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意下さい。

- ①訪問看護師等は、年金の管理や金銭貸借などの取扱はできません。
- ②訪問看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うとされています。それ以外の業務（調理等の家事一般）はお引き受けできませんのでご了承下さい。

10. ①当事業所における苦情窓口（当ステーションの苦情相談担当）

管理者：半澤 美佳	所在地 岡山市北区櫛津310-1 電話番号 (086) 284-5020 FAX (086) 284-7645 受付時間 午前9時～午後5時(月～金) 午前9時～正午(土) ※12月30日～1月3日を除く
-----------	---

②行政機関その他苦情受付機関

岡山市役所 事業者指導課	所在地 岡山市北区大供3丁目1-18 KSB会館4階 電話番号 086-212-1012 FAX 086-221-3010 受付時間 午前8時30分～午後5時15分 ※土・日曜日、祝日を除く
岡山県国民健康保険団体連合会	所在地 岡山市北区桑田町17番5号 電話番号 086-223-8811 FAX 086-223-9109 受付時間 午前8時30分～午後5時 ※土・日曜日、祝日を除く
岡山市 保健福祉局高齢福祉部 介護保険課	所在地 岡山市北区鹿田町1丁目1番1号 電話番号 086-803-1240 FAX 086-803-1869 受付時間 午前8時30分～午後5時15分 ※土・日曜日、祝日を除く

11 当事業所の定める指針等

① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

当施設は、感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備しています。

サービス利用中に嘔吐・下痢・発熱などの症状を呈した場合、すぐにサービス利用を中止し、症状消失後1週間程度お休みいただくことがあります。

② 身体拘束

事業者は通所介護事業の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、

利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 身体的拘束等の適正化のための指針の整備
- 二 従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

1 2 虐待防止のための措置

①事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

②事業者は、サービス提供中及び利用者の居宅において、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

1 3 成年後見制度の活用支援

事業者は、適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。